

レンタルラボ室運用管理仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、レンタルラボ入居企業がレンタルラボ室（CR 室含む）を運用・管理する事項について適用する。

2. 管理責任者の登録

入居企業は入居したレンタルラボ室（以下ラボ室）の維持管理に当たり、運用管理責任者を登録し、レンタルラボ室を利用する関係者に維持管理と運用について周知に勤める。

1) 管理責任者の資格について

管理責任者は、各企業において選任された者とし、所定の様式にてインキュベーション・マネージャーに届け出る。管理責任者は、主にラボ室を利用する者が所属する部門長の承認又は入居企業の選任する者をもって管理責任者としての登録資格があったものとみなす。

2) 管理責任者の役割について

管理責任者は、以下の内容についてラボ室を利用する関係者に周知し、ラボ室の維持管理に責任を持つものとする。

①ラボ室の使用に当たって、部屋内の破損・汚れ等なきように、周知徹底を図る。

破損又は著しい汚れ等が生じた場合は、速やかにインキュベーション・マネージャーに報告すると共に、入居企業の責任で速やかに現状復帰に勤める。

②ラボ室使用に当たっての安全管理に勤める。特に、危険を伴う事が予想される設備機器類については、管理責任者が責任を持って管理するものとする。又災害発生時・事故発生時の対処マニュアルをインキュベーション・マネージャーに提出する。

③ラボ室への新規設備・機器類等の搬入にあたっては、事前にインキュベーション・マネージャー又は当館スタッフに以下の内容について報告する。

【危険物を取り扱う設備・機器類の搬入】・・・各企業任意の設備届出報告書要

- ・搬入日時と概ねの終了時間 ・納入業者名 ・搬入設備内容
- ・搬入設備・機器等の危険物取り扱いの有無
(使用薬品名・使用ガス類名・法令届出義務設備 / 機器類・排水・排気の有無等)
- ・レイアウト図と配管・排気・排水系統図)
- ・ラボ室標準のブレーカー許容電力の確認内容
- ・その他必要と認められた内容

【危険物を取り扱わない設備・機器類の搬入】・・・各企業任意の設備届出報告書要

- ・搬入日時と概ねの終了時間 ・納入業者名 ・搬入設備内容
- ・レイアウト図と配管・排気・排水系統図)
- ・その他必要と認められた内容

【工事等の届出】・・・報告のみ

- ・設備・機器類等の搬入に伴う工事
前項の設備届出報告書を添えて、インキュベーション・マネージャー又は当館スタッフに工事内容を事前に届けるものとする。
- ・入居・退室に伴う工事
工事日程の提出と工事内容（但し、工事内容は事前にインキュベーション・マネージャーと調整しておく事）
- ・その他上記に該当しない工事については、その都度インキュベーション・マネージャーと事前に打ち合わせの上運用するものとする。

※ 危険物の定義 別表-1 参照

- ・ 消防法に規定している危険物（第一類～第六類に指定された項目及び内容）

3. 郵便物等の管理について**1) 郵便物等の受け箱**

- ・ 外部からの各ラボ室あての郵便物は、当館入り口の各ラボ室の郵便ポストにスタッフが投函する。各ラボ室の担当者は、該当する郵便ポストを確認し回収するものとする。
当館スタッフは、勤務時間日に毎日午後、庶務課に設置されている、「長野市ものづくり支援センター」表記の設置棚から回収し、当館入り口の該当ラボ質の郵便ポストに投函する。但し、当館に設置されている郵便ポストの管理（施錠等）は、各ラボ室毎に行うものとし、郵便物の紛失等の責任は当館では負わないものとする。

- 注) (1) 棚に入りきれない物は、スタッフ室に連絡が来るので、スタッフがスタッフ室に保管。スタッフの連絡により、スタッフ室へ該当ラボ室の担当者が取りにくること。
(2) 直接当館宛に配達を指定した場合は、事前に当館スタッフ室に連絡を入れておくこと。

4. 緊急事故発生時の対応**1) 災害発生時・事故発生時の対応**

- ・ 災害事故発生時は、各ラボ室に添付されている緊急連絡網に従って、速やかに連絡をする。又、年1回(9月)に実施する防災訓練には、出来るだけ参加するよう努める。
- ・ 各ラボ室では、災害発生時の「緊急処置法と連絡先届書」をインキュベーション・マネージャー宛に提出すること。又、届け出内容に変更が生じた場合は速やかに、同書式にて提出のこと。
- ・ その他上記以外で必要な事項が発生した場合は、入居企業及び関係機関と協議の上運用するものとする。

5. その他

ラボ室の運用管理事項については、管理責任者は、長野市ものづくり支援センターから提供される、運用に関する各種規約類や当館の運用仕様書等に従って、ラボ室利用関係者に周知をし、安全で快適なラボ室の運用に努め、疑義が生じた場合は速やか申し出、お互い善意を持って関係機関と問題の解決にあたるものとする。

資 料

危険物取扱者

危険物を取り扱い、またはその取扱いに立ち会うために必要となる日本の国家資格である。

危険物取扱者の資格保有を証明するため都道府県知事から交付される公文書を危険物取扱者免状。

1) 甲種(すべての種類の危険物の取扱いと立会いができる)

2) 乙種(第1類～第6類のうち自分が免状を持っている類の危険物の取扱いと立会いができる、危険物の詳細は危険物参照)

乙種第1類 - 酸化性固体(塩素酸カリウムなど)

乙種第2類 - 可燃性固体(マグネシウムなど)

乙種第3類 - 自然発火性物質及び禁水性物質(ナトリウムなど)

乙種第4類 - 引火性液体(各類の中で取得者数及び社会的需要が最も多い)

乙種第5類 - 自己反応性物質(ニトログリセリンなど)

乙種第6類 - 酸化性液体(過酸化水素など)

3) 丙種(第4類に属する危険物のうちガソリン、灯油、軽油など指定されたものの取扱いができる。立会いはできない)

有資格者が作業に立ち会うことにより、無資格者も危険物の取扱いができるようになる。これを利用してセルフガソリンスタンドが運用できている。セルフスタンドでは、事務所内でモニターカメラなどにより甲種か乙種第4類の危険物取扱者資格保持者の遠隔監視が行われている。危険が発生すれば遠隔でもバルブ閉鎖などの措置がとられることになっている。

<消防法危険物の定義>

消防法では、危険性を有する物質のうち、法別表で品名を指定し、同表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものを「危険物」と定義し、危険物の貯蔵・取扱い等に関して火災予防の見地から保安規制を行っています。

表-1

類別	性質	性質の概要
第一類	酸化性固体	可燃物と混合され、熱等によって分解することにより極めて激しい燃焼を起こさせる危険性を有する固体。
第二類	可燃性固体	火災により着火しやすい固体又は比較的低温で着火し易い固体
第三類	自然発火性物質 及び 禁水性物質 固体又は液体	空気に曝されることにより自然に発火する危険性を有するもの又は水と接触して発火し、若しくは可燃性のガスを発生するもの
第四類	引火性液体	引火性を有する液体 (第三石油類、第四石油類、動植物油類は1気圧20℃で液状であるものに限る)

第五類 自己反応性物質 固体又は液体	加熱等による分解等の自己反応により、多量の熱を発生し、または爆発的に反応が進行するもの。
第六類 酸化性液体	そのもの自体は燃焼しないが、混在するほかの可燃物の燃焼を促進する性質を有する液体。

内 容

<法別表(法令で指定する品目を含む)>

類別	性質	品名
第一類 酸化性固体		1 塩素酸塩類 2 過塩素酸塩類 3 無機過酸化物 4 亜塩素酸塩類 5 臭素酸塩類 6 硝酸塩類 7 ヨウ素酸塩類 8 過マンガン酸塩類 9 重クロム酸塩類 10 その他のもので法令で定めるもの 過ヨウ素酸塩類、過ヨウ素酸、クロム、鉛又はヨウ素の酸化物、亜硝酸塩類、次亜塩素酸塩類、塩素化イソシアヌル酸、ペルオキシ二硫酸塩類、ペルオキシほう酸塩類 11 全各号に挙げるもののいずれかを含有するもの
第二類 可燃性固体		1 硫化りん 2 赤りん 3 硫黄 4 鉄粉 5 金属粉 6 マグネシウム 7 その他のもので法令で定めるもの 8 前各号に挙げるもののいずれかを含有するもの 9 引火性固体

- | | |
|-----------------------------------|---|
| 第三類 自然発火性物質 及び
禁水性物質
固体又は液体 | 1 カリウム
2 ナトリウム
3 アルキルアルミニウム
4 アルキルリチウム
5 黄りん
6 アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く。)
及びアルカリ土類金属
7 有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアル
キルリチウムを除く。)
8 金属の水素化物
9 金属のりん化物
10 カルシウムまたはアルミニウムの炭化物
11 その他のもので法令で定めるもの (塩素化珪素化
物)
12 前各号に挙げるもののいずれかを含有するもの |
| 第四類 引火性液体 | 1 特殊引火物
2 第一石油類
3 アルコール類
4 第二石油類
5 第三石油類
6 第四石油類
7 動植物油類 |

- 第五類 自己反応性物質
固体又は液体
- 1 有機過酸化物
 - 2 硝酸エステル類
 - 3 ニトロ化合物
 - 4 ニトロソ化合物
 - 5 アゾ化合物
 - 6 ジアゾ化合物
 - 7 ヒドラジンの誘導体
 - 8 ヒドロキシルアミン
 - 9 ヒドロキシルアミン塩類
 - 10 その他のもので法令で定めるもの
(金属のアジ化物、硝酸グアニジン)
 - 11 前各号に挙げるもののいずれかを含有するもの

- 第六類 酸化性液体
- 1 過塩素酸
 - 2 過酸化水素
 - 3 硝酸
 - 4 その他のもので法令で定めるもの
(ハロゲン間化合物)
 - 5 前各号に挙げるもののいずれかを含有するもの

綿花類

木毛及びかんなくず

ぼろ及び紙くず

糸類

わら類

指定可燃物

可燃性固体類

石炭・木炭類

可燃性液体類

木材加工品及び木くず

合成樹脂類 発泡させたもの

〃 その他のもの